

## ○地方独立行政法人知多半島総合医療機構役員報酬規程（案）

## （趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員 役員であつて、次号から第4号以外の者をいう。
- (2) 職員 地方独立行政法人知多半島総合医療機構就業規程又は地方独立行政法人知多半島総合医療機構有期雇用職員就業規程の適用を受ける職員をいう。
- (3) 職員兼務役員 職員を兼務する役員をいう。
- (4) 非常勤役員 非常勤の理事及び監事をいう。

## （役員報酬）

第3条 常勤役員に報酬として、基本年俸、業績年俸、診療手当（診療に従事する場合のみ）及び通勤手当を支給する。

2 職員兼務役員には、地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）又は地方独立行政法人知多半島総合医療機構有期雇用職員給与規程（以下「有期雇用職員給与規程」という。）の規定により計算される給与のほか、役員の報酬として役員手当を支給する。

3 非常勤役員に報酬として、非常勤役員手当及び通勤手当を支給する。

## （報酬の支給日）

第4条 職員兼務役員及び常勤役員の報酬（業績年俸を除く。）は、職員の給料の支給日に支給し、業績年俸は、職員の期末手当の支給日に支給する。

2 非常勤役員の報酬の支給日は、理事長が別に定める。

## （報酬の支払方法）

第5条 役員の報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、職員の例により当該金額を控除して支払う。

2 前項前段の規定にかかわらず、報酬は、役員の同意を得た場合又は役員が申し出た場合には、役員が指定する金融機関等の本人名義の口座に振込む方法により支払うことができる。

## （常勤役員の基本年俸及び業績年俸）

第6条 常勤役員の基本年俸の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 理事長 年額 14,532,000 円

(2) 理事 年額 8,338,000 円

2 常勤役員の業績年俸の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 理事長 年額 4,908,000 円

(2) 理事 年額 2,435,000 円

(基本年俸の支給方法)

第7条 基本年俸は、毎月1回、月例給（前条第1項第1号又は第2号に規定する当該役員の基本年俸の12分の1の額をいう。）を支給する。

(業績年俸の支給方法)

第8条 業績年俸の額は、第6条第2項第1号又は第2号の規定にかかわらず、設立団体と地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会が行う業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、理事会が決定するものとし、同項の業績年俸の額の100分の70から100分の130までの範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとする。

2 業績年俸は、6月及び12月に、それぞれ前項の規定による業績年俸の額の2分の1の額に、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）現在在職している常勤役員に対して、基準日以前6月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

3 第6条第2項第2号の規定は、第8条第1項中「理事会」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

(診療手当)

第9条 理事長が診療に従事する場合には、診療手当として月額 230,000 円を支給する。

(常勤役員の通勤手当)

第10条 常勤役員の通勤手当の支給額及び支給方法については、給与規程の例による。

(役員手当)

第11条 職員兼務役員に支給する役員手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 副理事長 月額 50,000 円

(2) 理事 月額 30,000 円

(非常勤役員の報酬)

第12条 非常勤役員手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 理事 日額 30,000 円

(2) 監事 日額 30,000 円

(非常勤役員の通勤手当)

第13条 非常勤役員の通勤手当の支給額及び支給方法については、有期雇用職員給与規程の例による。

(日割計算)

第14条 新たに役員となった者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員が死亡した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により報酬を支給する場合における日割計算の方法については、給与規程又は有期雇用職員給与規程の規定に準じて計算する。

(退職手当)

第15条 退職手当は、支給しない。ただし、職員兼務役員は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員の退職手当支給規程（以下「退職手当支給規程」という。）により退職手当を支給する。

2 前項前段の規定にかかわらず、常勤役員のうち、設立団体の長又は理事長の要請に応じ、職員が引き続いて常勤役員となるため退職手当支給規程の規定に基づく退職手当を支給されることなく退職した者が当該常勤役員を退職（解任及び死亡を含む。）した場合は退職手当支給規程を準用して得た額を支給する。

(端数処理)

第16条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(出張旅費)

第17条 役員が職務のため出張したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、地方独立行政法人知多半島総合医療機構旅費規程の例による。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。